

所得税の控除対象YESorNOチェック(投資型)

Q1 改修される住宅は、工事契約者ご自身の所有(名義)で居住されている住宅ですか？

YES NO

耐震リフォーム減税をご活用の場合 ※省エネリフォーム、同居対応リフォーム減税を活用される方はQ3へ
昭和56年5月31日以前に建築されたものですか？
※昭和56年5月31日以前に建築され、現行の耐震基準に適合していない住宅であることが条件です。

Q2 ご契約者様が以下のいずれかに該当しますか？

YES NO

①50歳以上の方(改修工事完了の年の12月31日までに50歳になる方も対象です。) ②介護保険法の要介護又は要支援認定を受けている方 ③障がいのある方 ④親族(65歳以上か②か③に該当)と同居

Q3 工事契約者様ご自身が所得税をお支払いですか？

YES NO

※所得税を払っている方がご契約者であることが必要です。 ※その年分の合計所得が3,000万円を超える方は適用なりません。 ※(参考)サラリーマンの方は源泉徴収票の源泉徴収税額の欄をご確認ください。 ※住宅に関わる所得税控除適用中の方は最寄の税務署にご確認ください。

Q4 改修工事後の家屋の床面積の1/2以上が居住用ですか？

YES NO

※居住用部分(倉庫や店舗、車庫、賃貸部分除く)の改修工事費用が工事総額の1/2以上であることが条件です。

Q5 改修工事後の家屋の床面積は50m²以上ですか？

YES NO

バリアフリー・省エネ・同居対応リフォーム減税をご活用の場合 ※耐震リフォーム減税を活用される方はQ6へ

Q6 改修後6ヶ月以内に居住できますか？

YES NO

※工事後6ヶ月以内に居住を開始することが条件です。

Q7 下記の各々の工事を行い、かつ工事費が50万円(税込)を超えますか？

YES NO

バリアフリーリフォーム減税をご活用の場合
次のいずれかの工事
①通路等の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室改良 ④便所改良 ⑤手すりの取付け ⑥屋内の段差の解消
⑦出入口の戸の改良 ⑧滑りにくい床材料への取替え

耐震リフォーム減税をご活用の場合
現在の耐震基準に適合する工事
省エネリフォーム減税をご活用の場合
すべての居室の窓全部の断熱改修工事
※居室とは、居間・食事室・居間兼食事室・食事室兼調理室・居間兼食事室兼調理室・寝室・応接室・書斎、これらに類するもの。
同居対応リフォーム減税をご活用の場合
次のいずれか1つ以上の工事を行い、キッチン・浴室・トイレ・玄関のいずれか2つ以上を複数にする
①調理室を増設する工事 ②浴室を増設する工事 ③トイレを増設する工事 ④玄関を増設する工事

Q8 他の補助金を受けていますか？

YES NO

(介護保険・各自治体補助金など住宅改修について)

Q9 他の補助金を引いた工事費が50万円を超えますか？

YES NO

(介護保険・各自治体補助金など住宅改修について)

残念ながら、お客様は減税の対象外の方です

所得税控除の適用条件内です

住宅リフォーム減税のお問い合わせは当店まで

リモデル.jp URL: <http://re-model.jp/>
お住まいの地域の地方公共団体が実施しているリフォーム支援制度の内容をご確認いただけます。



2017.08(S1-10) カタログ No.2021
[651-04]MK2017.08[IN](P3.1-05)
XAAAB H17-025-1



知らないとお損 住宅リフォーム減税(投資型減税)でおトクにリモデルを!!

※投資型減税とは、自己資金でリフォームするなど、ローンの利用有無に関わらず利用できるタイプです。リフォームローンを利用した場合に利用可能なローン型減税もあります。



住宅リフォーム減税で上記のリフォームプランが **こんなにおトクに!**

- バリアフリーリフォーム 200,000円おトク
 - 省エネリフォーム 57,300円おトク
 - 耐震リフォーム 174,300円おトク
 - 同居対応リフォーム 250,000円おトク
- すべて行くと **合計 681,600円おトク**

おトクな理由は中面をご覧ください ▶▶▶
※上記金額はあくまでも試算であり、減税額の目安です。

バリアフリーリフォームの投資型減税

●リフォームローンの有無に関わらずご利用できます

対象となるリフォーム工事

トイレ改修	浴室改修	手すりの取付	出入口の戸の改修	段差の解消
通路等の拡幅	滑りにくい床材料への取替え	階段の勾配の緩和		

トイレを改修する工事

- ①トイレを広くする工事
- ②和式便器を洋式にする工事
- ③洋式便器の座高を高くする工事

浴室を改修する工事

- ①浴室を広くする工事
- ②浴槽をまたぎ高さの低いもの
- ③浴槽への出入りを楽にする工事
- ④身体の洗浄を容易にする水栓金具(シャワーを含む)を設置、または取替える工事

出入口の戸を改修する工事

- ①開き戸を引き戸、折れ戸に取替える工事
- ②ドアのノブをレバーハンドルに取替える工事
- ③戸車などの戸の開閉を簡単にする器具を設置する工事

■対象となる改修工事費用相当額から補助金等※を引いた額が50万円(税込)超
 ■居住部分の工事費が改修工事全体の費用の1/2以上(併用住宅の場合)

※補助金等とは、国、地方公共団体から交付される補助金または交付金、その他これらに準じるもの

トイレリフォーム例

1 2 3 は住宅リフォーム減税の対象となる改修工事です。
 (5)は和式から洋式に替える場合のみ住宅リフォーム減税の対象。
 (4)(6)は住宅リフォーム減税の対象外です。

浴室リフォーム例

システムバスへの取替えて、1~5は住宅リフォーム減税の対象となる改修工事をクリアできます。(6)は住宅リフォーム減税の対象外です。

1 手すり 2 ひきドア(DAIKEN) 3 おもいやりフロアII(DAIKEN)
 4 プラマードU(YKK AP) 5 ネオレストAH(TOTO) 6 レストルームドレッサーシステムシリーズMサイズ(TOTO)

1 ラウンド浴槽 2 洗浄が容易な水栓金具 3 滑りにくい床
 4 ドアの交換・出入口幅拡張 5 手すりの設置 6 かんたんマドリモ(YKK AP)による外窓の交換

住宅等の要件

- ①~④のいずれかの方が自ら所有し、居住する住宅
 - ①50歳以上の方 ②障がいのある方 ③要介護または要支援の認定を受けている方 ④65歳以上の親族または②もしくは③に該当する親族のいずれかと同居している方
- 床面積の1/2以上が居住用
- 改修工事完了後6ヶ月以内に入居
- 改修工事後の床面積が50m²以上
- 合計所得が3,000万円以下

バリアフリーリフォームの投資型減税の算出方法

1、2のいずれか少ない額

1	国土交通大臣が定めるバリアフリー改修の標準的な工事費用相当額(平成21年国土交通省告示第384号)一補助金等*	× 10%
2	200万円(控除対象限度額)	

※補助金等とは、国、地方公共団体から交付される補助金または交付金、その他これらに準じるもの

省エネリフォームの投資型減税

●リフォームローンの有無に関わらずご利用できます

対象となるリフォーム工事

必須	すべての居室の窓全部の断熱工事	床の断熱工事	天井の断熱工事	壁の断熱工事
太陽光発電設備設置工事	高効率空調機設置工事	高効率給湯器設置工事	太陽熱利用システムの設置工事	

■改修工事費用相当額から補助金等※を引いた額が50万円(税込)超
 ■省エネ改修部位がいずれも平成28年省エネ基準相当に新たに適合する
 ■居住部分の工事費が改修工事全体の費用の1/2以上

※補助金等とは、国、地方公共団体から交付される補助金または交付金、その他これらに準じるもの

窓リフォーム例

- 1 プラマードU(YKK AP)による内窓の設置
- 2 かんたんマドリモ(YKK AP)による外窓の交換

あつという間のお手軽施工で窓の断熱性が高まり、住みやすさがぐんとアップ。

住宅等の要件

- 床面積の1/2以上が居住用
- 改修工事完了後6ヶ月以内に入居
- 改修工事後の床面積が50m²以上
- 自ら所有し、居住する住宅
- 合計所得が3,000万円以下

省エネリフォームの投資型減税の算出方法

1、2のいずれか少ない額

1	国土交通大臣又は経済産業大臣が定める省エネ改修の標準的な工事費用相当額(平成21年経済産業省・国土交通省告示第4号)一補助金等*	× 10%
2	250万円(控除対象限度額) 太陽光発電設備設置時は350万円	

※補助金等とは、国、地方公共団体から交付される補助金または交付金、その他これらに準じるもの

耐震リフォームの投資型減税

●リフォームローンの有無に関わらずご利用できます

対象となるリフォーム工事

強い壁(耐力壁)を増やす	壁をバランスよく配置する
--------------	--------------

■現行の耐震基準に適合させるための一般的な工事

耐震リフォーム例

- 1 かべ大将(DAIKEN)による壁の補強

住宅等の要件

- 自ら所有し、居住する住宅
- 昭和56年5月31日以前に建築されたもの(改修工事前は現行の耐震基準に適合しないものであること)

耐震リフォームの投資型減税の算出方法

1、2のいずれか少ない額

1	国土交通大臣が定める耐震改修の標準的な工事費用相当額(平成21年国土交通省告示第383号)一補助金等*	× 10%
2	250万円(控除対象限度額)	

※補助金等とは、国、地方公共団体から交付される補助金または交付金、その他これらに準じるもの

おトクなりモデル例

※下記の金額はあくまでも試算であり、減税額の目安です。正式な金額は工事が完了し、確定申告後に決定となります。

住宅リフォーム減税で合計**681,600円**(所得税を控除)おトク

バリアフリーリフォーム	省エネリフォーム	耐震リフォーム	同居対応リフォーム
2,000,000円×10% (工事費)※控除対象限度額200万円	573,650円×10% (工事費)	1,743,300円×10% (工事費)	2,500,000円×10% (工事費)
確定申告で 戻る金額 200,000円 (10円単位切り捨て)	確定申告で 戻る金額 57,300円 (10円単位切り捨て)	確定申告で 戻る金額 174,300円 (10円単位切り捨て)	確定申告で 戻る金額 250,000円 (10円単位切り捨て)

バリアフリーリフォーム

	工事費
浴室 浴槽のまたぎ高さの低いものに取替え	¥495,400
浴室 手すり設置(2本)	¥66,800
浴室 2バルブ水栓からタッチ式サーモ水栓へ	¥56,500
浴室 浴室出入口段差を小さく(3.3m ² で計算)	¥305,910
浴室 滑りやすい床から滑りにくい床へ(1.3m ² で計算)	¥26,650
浴室 開戸を引戸に取替え	¥149,400
浴室 出入口の幅を広く	¥189,900

	工事費
トイレ 手すり設置(1本)	¥33,400
トイレ 滑りやすい床から滑りにくい床へ(1.3m ² で計算)	¥26,650
トイレ 開戸を引戸に取替え	¥149,400
トイレ 出入口の幅を広く	¥189,900
LDK 滑りやすい床から滑りにくい床へ(23.1m ² で計算)	¥473,550
LDK 開戸を引戸に取替え	¥149,400
LDK 出入口の幅を広く	¥189,900
廊下 手すり設置(2本)	¥66,800

合計 **2,569,560円**

省エネリフォーム

	工事費	合計
内窓設置 ¥7,700×74.5m ² =¥573,650 ※のべ床面積74.5m ² の場合	573,650	573,650円

同居対応リフォーム

	工事費
キッチン システムキッチンを設置	¥1,649,200
トイレ トイレの設置	¥532,100
玄関 玄関の増設(地上階)	¥655,300

合計 **2,836,600円**

耐震リフォーム

	工事費	合計
壁に係る耐震 改修を実施 ¥23,400×74.5m ² =¥1,743,300 ※のべ床面積74.5m ² の場合	1,743,300	1,743,300円

ご注意

上記工事金額は、国が定めた工事費用相当額であり、実際の工事費と異なる場合があります。

住宅リフォーム減税の活用には、改修工事後に増改築等工事証明書などにより工事内容を証明できること、改築工事後の居住開始日が2021年12月末までであることが前提条件となります。

国が定めた工事費用相当額等から控除される所得税の金額が決まります。

控除される所得税の金額は、国が定めた標準的な工事費用相当額から補助金等を引いて計算します(控除対象限度額があります)。

計算方法

1、2のいずれか少ない額

1 国土交通大臣が定める改修の標準的な工事費用相当額 - 補助金等*

× 10%

2 控除対象限度額

1回

*補助金等とは、国、地方公共団体から交付される補助金または交付金、その他これらに準じるもの

	控除対象限度額	最大控除
バリアフリー	200万円	20万円
省エネ	250万円 (太陽光発電設置 350万円)	25万円 (太陽光発電設置 35万円)
耐震	250万円	25万円
同居対応	250万円	25万円

※4種類の所得税減税を組み合わせることもできます。
※所得税の納税額により必ずしも最大控除額が控除されるわけではありません。

所得税の控除には、確定申告が必要です。

改修工事後
12月31日まで

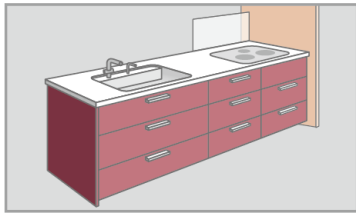
お客さまが税務署へ確定申告
翌年2月16日~3月15日

減税確定

※サラリーマンの方など先に所得税を納税済の方については、確定申告後の還付金が申告用紙に記入した金融機関の口座へ振込まれます。
※所得税確定申告の際には登録した建築士事務所の建築士等が作成した「増改築等工事証明書」等の添付が必要です。

対象となるリフォーム工事

キッチンを増設する工事



- システムキッチンを設置
- ミニキッチンを設置

浴室を増設する工事

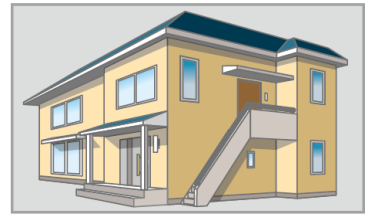


- 浴室＋給湯設備を設置
- 浴室の設置(給湯設備の設置・取替えなし)
- シャワー専用浴室の設置(浴槽設置なし)

トイレを増設する工事



玄関を増設する工事



- 地上階
- 地上階以外

必須 「キッチン」「浴室」「トイレ」「玄関」を1つ以上増設。改修工事後、「キッチン」「浴室」「トイレ」「玄関」のうち、いずれか2以上の室がそれぞれ複数あること。

■対象となる増設工事費用相当額から補助金等^{*}を引いた金額が50万円(税込)超

※補助金等とは、国、地方公共団体から交付される補助金または交付金、その他これらに準じるもの

<同居対応改修工事の事例イメージ>

リモデル工事例1

	工事前箇所数	工事後箇所数
キッチン	1	2
浴室	1	1
トイレ	1	2
玄関	1	1

補助金対象:キッチン・トイレ
キッチンのトイレの増設工事で、工事後、各々2箇所あるため

リモデル工事例2

	工事前箇所数	工事後箇所数
キッチン	1	2
浴室	1	1
トイレ	2	2
玄関	1	1

補助金対象:キッチン
キッチンの増設工事で、工事後、キッチン・トイレが2箇所あるため

リモデル工事例1

	工事前箇所数	工事後箇所数
キッチン	1	2
浴室	1	1
トイレ	2	2 改修
玄関	1	1

補助金対象:キッチン
キッチンの増設工事で、工事後、キッチン・トイレが2箇所あるため

補助対象外
トイレの改修工事であるため

同居対応リフォーム例

1 システムキッチンの増設



- システムキッチン(TOTO)
【壁・床】
- 汚れをふき取りやすく、お手入れ簡単なキッチンパネル(DAIKEN)
- 汚れにこつよいフローリング(DAIKEN)

2 浴室の増設



- システムバス(TOTO)
【窓】
- ヒートショックの危険を軽減する断熱窓(YKK AP)

3 トイレの増設



- 節水型トイレ(TOTO)
【壁・床・天井】
- 水はねや汚れを落としやすく、お手入れしやすい壁材(DAIKEN)
- 汚れにこつよいフローリング(DAIKEN)
- イヤなニオイを軽減する天井材(DAIKEN)
- 【出入口】
- 排水音を軽減するドア(DAIKEN)
- 【窓】
- 断熱性を高める内窓(YKK AP)

4 玄関の増設



- 防犯にも配慮した玄関ドア(YKK AP)
【玄関まわり】
- 使いやすさに配慮した外回りの手すりの設置(YKK AP)
- 玄関手すり(DAIKEN)

住宅等の要件

- 自ら所有し、居住する住宅
- 床面積の1/2以上が住居用
- 増設工事後の床面積が50㎡以上
- 増設工事完了後6か月以内に入居
- 合計所得が3,000万円以下

※補助金等とは、国、地方公共団体から交付される補助金または交付金、その他これらに準じるもの

同居対応リフォームの投資型減税の算出方法

1、2のいずれか少ない額

1 国土交通大臣が定める同居対応改修の標準的な工事費用相当額(平成28年国土交通省告示第586号)ー補助金等^{*}

2 250万円(控除対象限度額)

× 10%
1回